

国保連合会からのお願い

茨城県国民健康保険団体連合会

電子証明書発行申請について

インターネット請求に必要な電子証明書については、事業所より本会に申請していただいた後、本会にて申請誤り等確認後発行しております。

事業所のパソコンにインストールし、請求していただいておりますが、電子証明書発行申請が漏れ、請求締切日である10日までに請求できない例が増えております。

3か月前より電子証明書の発行申請が可能となっておりますので早めに申請願います。

なお、土・日・祝祭日・17時以降は電子証明書について本会にて発行処理はできませんのでご注意願います。

請求の訂正について

障害介護給付費・障害児給付費の請求について毎月10日までに請求していただいておりますが、誤りがあった場合、11日以降については、県・市町村の担当の方の指示に従って対応くださいますようお願いいたします。

訂正を行う際、県・市町村の担当の方より指摘のあった明細書データのみ送信してくる例が発生しております。

当月請求する全量を送信ください。

※1日から10日までは、事業所側で訂正の為のデータ削除が可能です。

11日以降、明細書エラーが発生した場合、本来返戻となりますが、茨城県では、県・市町村・本会協議のうえ、明細書データの訂正を認めております。

訂正を行う場合、データ送付後本会にご連絡ください。

《連絡先 介護保険課 障害福祉係 029-301-1566》

過誤の申立について

支払が確定した請求情報に誤りがあり、実績を取り下げる場合、
過誤処理が必要となっておりますが、事業所より県・市町村に過誤申立（実績取下げ）をしているにも関わらず再請求がないため、県・市町村への返還金額が事業所からの請求分を上回る金額となる例が出てきております。

過誤を行う場合、調整する金額が事業所からの請求する金額を上回ることの無いよう、県・市町村に過誤申立書の提出を行い、調整月を確認し正しい請求情報を送信するようお願いいたします。

1 過誤の種類と過誤処理

前月以前に支払が確定した請求情報に誤りがあり、実績を取り下げ場合には、「過誤処理」が必要となります。

過誤処理とは、具体的には、【明細書】を取り下げる（過誤をする）ことです。

過誤をした請求情報に対しては、必要に応じ、再度、内容を修正した正しい請求（再請求）を行います。再請求の提出時期によって、通常過誤と同月過誤に分かれます。（図表1）

図表1 過誤（【明細書】取下げ）の概要

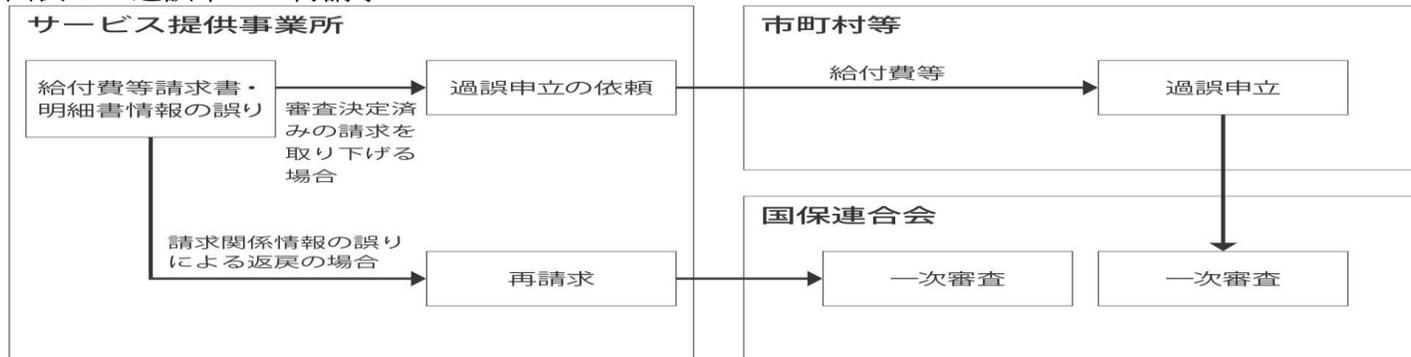
項目	内容
過誤（【明細書】取下げ）	前月以前に支払が確定した【明細書】等に対して、実績を取り下げる場合に用いる。
通常過誤	【明細書】取下げのうち、市町村等による過誤の申立の翌月以降に、当該過誤対象を修正した【明細書】等が再度サービス提供事業所から提出される過誤、又は再請求がない過誤のこと。
同月過誤	【明細書】取下げのうち、市町村等による過誤の申立と同月に、当該過誤対象を修正した【明細書】等が再度サービス提供事業所から提出される過誤のこと。

2 過誤申立・再請求の流れ

過誤を行う場合、サービス提供事業所は、市町村等に「過誤申立」を依頼します。

過誤申立を依頼した請求情報について、内容を修正し、正しい請求を行う必要がある場合は、再請求を行います。（図表2）

図表2 過誤申立・再請求



注) 過誤申立の提出書類・提出時期等は、市町村等の運用によって異なります。

